

令和 3 年 9 月 29 日

令和 3 年第 3 回神奈川県議会定例会

# 国際文化観光・スポーツ常任委員会資料

(令和 3 年 9 月 27 日付託分)

スポーツ局



# 目 次

ページ

## 令和3年度9月補正予算

- 1 令和3年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【スポーツ局関係】 …………… 1

## 条例その他

- 2 相模湖公園及び相模湖漕艇場の指定管理者の指定の概要 …………… 2
- 3 秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの指定管理者の指定の概要 …………… 2

## 1 令和3年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【スポーツ局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(変更)

事 項		限度額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
		千円			千円			千円
都市公園指定管理費	補正前	8,801,925 (0)	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
			当該年度以降の支出 予定額	平成3年度 ～ 平成8年度	8,801,925 (0)		県 債	—
							そ の 他	—
							一般財源	8,801,925 (0)
都市公園指定管理費	補正後	10,292,663 (165,030)	前年度末までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
			当該年度以降の支出 予定額	平成3年度 ～ 平成8年度	10,292,663 (165,030)		県 債	—
							そ の 他	—
							一般財源	10,292,663 (165,030)

※ 都市公園指定管理費のうち、「限度額」、「金額」及び「左の財源内訳」欄の（ ）は、スポーツ局所管の相模湖漕艇場及び山岳スポーツセンターに係る額を示す。

## 2 相模湖公園及び相模湖漕艇場の指定管理者の指定の概要

### (1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条及び神奈川県立相模湖漕艇場条例第7条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

### (2) 指定の内容

ア 施設の名称	相模湖公園及び相模湖漕艇場
イ 指定管理者	
(ア) 名称	相模湖観光協会・神奈川県ボート協会グループ（※）
(イ) 主たる事務所の所在地	相模原市緑区与瀬1183番地
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

※ 一般社団法人相模湖観光協会及び特定非営利活動法人神奈川県ボート協会が構成員のグループ

## 3 秦野戸川公園及び山岳スポーツセンターの指定管理者の指定の概要

### (1) 指定の趣旨

神奈川県都市公園条例第31条及び神奈川県立山岳スポーツセンター条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

### (2) 指定の内容

ア 施設の名称	秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター
イ 指定管理者	
(ア) 名称	神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体（※）
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

※ 公益財団法人神奈川県公園協会及び小田急電鉄株式会社が構成員のグループ

参考 指定管理者候補の選定過程等

1 選定過程

(1) 募集期間

令和3年4月14日から令和3年6月11日まで

(2) 外部評価委員会（神奈川県立都市公園及びスポーツ施設指定管理者評価委員会）

ア 委員会委員

委員名	職業	分野
飯島 健太郎	大学教授	学識経験者
岡本 由美子	公認会計士、税理士	経理
高澤 厚子 (第2回委員会まで)	社会保険労務士	労務
青木 利太 (第3回委員会以降)	社会保険労務士	労務
浦田 啓充	一般社団法人常務理事	施設の事業内容に精通
川島 裕子	NPO法人理事長	施設利用者代表
日比野 幹生	大学教授	学識経験者
岡本 悟	公益社団法人役員	施設利用者代表
小野寺 齊	公益社団法人役員	施設利用者代表

イ 委員会開催状況

年月日	回数	内容
令和2年10月26日	第1回	選定基準（案）等を協議
令和3年3月18日	第2回	現地調査及び評価の進め方協議
令和3年7月13日	第3回	申請書類の審査、プレゼンテーション・質疑応答、仮採点等
令和3年8月3日	第4回	評価点等の協議
令和3年8月12日	第5回	評価報告書等の協議、決定

(3) 応募団体と評価点

ア 相模湖公園及び相模湖漕艇場

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	相模湖観光協会・神奈川県ボート協会グループ※ (相模原市)	38	25	20	83

※ 一般社団法人相模湖観光協会及び特定非営利活動法人神奈川県ボート協会が構成員のグループ。

イ 秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体※ （横浜市）	43	21	23	87
2	横浜緑地株式会社 （横浜市）	38	25	22	85

※ 公益財団法人神奈川県公園協会及び小田急電鉄株式会社が構成員のグループ。

(4) 行政改革推進本部

令和3年9月3日 指定管理者候補の選定

2 指定管理者候補

(1) 相模湖公園及び相模湖漕艇場

名称	相模湖観光協会・神奈川県ボート協会グループ
概要	<p>1 一般社団法人相模湖観光協会</p> <p>(1) 設立年月日 平成24年4月5日（現法人格への移行日） （団体としての設立は昭和43年12月12日）</p> <p>(2) 代表者 代表理事 佐藤 泉</p> <p>(3) 所在地 相模原市緑区与瀬 1183 番地</p> <p>(4) 主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光に関する調査と研究</li> <li>・ 観光地の紹介宣伝及び観光客の誘致</li> <li>・ 県及び市から委託された施設の管理運営</li> </ul> <p>2 特定非営利活動法人神奈川県ボート協会</p> <p>(1) 設立年月日 平成18年10月17日</p> <p>(2) 代表者 会長 野津 将史</p> <p>(3) 所在地 相模原市緑区与瀬 340 番地</p> <p>(4) 主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボートの普及、振興事業</li> <li>・ ボート競技大会の開催、運営及び支援事業</li> <li>・ ボート施設等の管理、運営事業</li> </ul>
選定理由	<p>神奈川県立都市公園及びスポーツ施設指定管理者評価委員会（外部評価委員会）での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。</p> <p>【サービスの向上】</p> <p>○ 地域と連携した維持管理や、漕艇場のモーターボートを利用した、利用者の安全確保や景観の維持を図るといった取組は評価でき、適切な水準の管理運営が期待できる。</p>

	<p>○ パラローイングを含めたボート競技の特性を理解し、安全に配慮した提案であることは評価できる。</p> <p><b>【管理経費の節減等】</b></p> <p>○ 提案額の積算は適切になされている。</p> <p><b>【団体の業務遂行能力】</b></p> <p>○ コンプライアンスやこれまでの実績等の観点から、公園及びスポーツ施設の管理運営を適切に行うことのできる業務遂行能力を有していると評価できる。</p>
--	---

(2) 秦野戸川公園及び山岳スポーツセンター

名 称	神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体
概 要	<p>1 公益財団法人神奈川県公園協会</p> <p>(1) 設立年月日 昭和 50 年 3 月 20 日</p> <p>(2) 代表者 理事長 横溝 博之</p> <p>(3) 所在地 横浜市中区扇町三丁目 8 番地 8</p> <p>(4) 主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ みどり・環境の保全と創造に関する普及啓発等</li> <li>・ 安らぎと快適な生活空間を提供する公園施設等の管理運営、利用促進等</li> </ul> <p>2 小田急電鉄株式会社</p> <p>(1) 設立年月日 昭和 23 年 6 月 1 日</p> <p>(2) 代表者 代表取締役 星野 晃司</p> <p>(3) 所在地 東京都渋谷区代々木二丁目 28 番 12 号</p> <p>(4) 主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 娯楽、スポーツ施設及び教養に関する教育施設の経営</li> <li>・ 宣伝・広告代理業</li> </ul>
選定理由	<p>神奈川県立都市公園及びスポーツ施設指定管理者評価委員会（外部評価委員会）での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。</p> <p><b>【サービスの向上】</b></p> <p>《神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体》</p> <p>○ 年間を通じた花修景による魅力発信や観光果樹園等の周遊ツアーリズム、登山・スポーツクライミングに関しては関係団体等との幅広い連携や多様な振興方策など、様々な利用促進の取組は、評価でき、適切な水準の管理運営が期待できる。</p> <p>○ 競技の特性や危険性を踏まえたクライミングウォールや山岳事故の事故防止対策として、指導員や資格を持った職員を配置し利用者への指導を実施するなど、主体的に管理を行うとした提案をしている点も評価できる。</p>

《横浜緑地株式会社》

- 適切な水準の管理運営は期待でき、「人」の関わりに着目し、ビギナーズキャンプ教室などのアウトドアプログラムや新たなイベントの提案など多様な利用促進の取組に力を入れており、評価できる。

【管理経費の節減等】

- 双方共に提案額の積算は適切になされている。

【団体の業務遂行能力】

- 双方共に有資格者の配置などの執行体制やコンプライアンス等の観点から、公園及びスポーツ施設の管理運営を適切に行う業務遂行能力を有していると評価できる。

第1順位の神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体の提案は、外部評価委員会の評価どおり、適切な水準の管理運営が期待でき、利用促進の取組や日常の事故防止、緊急時の対応が高く評価できる。

第2順位の横浜緑地株式会社の提案は、適切な水準の管理運営は期待できるが、スポーツ施設に関する利用促進の取組や日常の事故防止、緊急時の対応などについて、第1順位の神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体に及ばないと考えられるため、第1順位の神奈川県公園協会・小田急電鉄共同事業体を指定管理者候補としたい。